

## 静岡市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

静岡市老人デイサービスセンター条例（平成15年静岡市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「及び同法第53条第2項第1号」を削り、「額」の次に「又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

（静岡市介護保険条例附則第17項に規定する期間における経過措置）

- 2 静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）附則第17項に規定する期間における老人デイサービス事業の指定管理者が行う業務の範囲に係る第9条第1号の規定の適用については、同号中「老人福祉法第20条の2の2」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）第24条の規定によりなおその効力を有することとされる地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の老人福祉法第20条の2の2」とする。
- 3 前項に規定する期間における老人デイサービス事業の措置に係る者に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「老人福祉法第10条の4第1項第2号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）第24条の規定によりなおその効力を有することとされる地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の老人

福祉法第10条の4第1項第2号」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(介護予防通所介護に係る利用料金に関する経過措置)

2 静岡市介護保険条例(平成15年静岡市条例第108号)附則第17項に規定する期間における介護予防通所介護に係る利用料金に係るこの条例による改正後の静岡市老人デイサービスセンター条例第11条第2項の規定の適用については、同項中「同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した」とする。